

1. 令和7年（2025年）3月25日午前10時

豊中市教育委員会会議を第2庁舎3階大会議室に招集する。

2. 本日の出席委員等

教	育	長	岩	元	義	継
教育長職務代理者			山	野	佳	世子
委		員	赤	尾	勝	己
委		員	松	本	裕	美
委		員	堀	田	博	史
委		員	黒	田	久	美子

3. 本日の議事日程

第1	議事録署名委員の指名について
第2	前回議事録の承認について
第3	教育長等の報告について
第4（報告第3号）	専決処分の報告について
第5（報告第4号）	専決処分の報告について
第6（議案第8号）	令和7年度（2025年度）教育行政方針の策定について
第7（議案第9号）	第2期豊中市教育振興計画中間見直し（追記）の策定について
第8（議案第10号）	豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定について
第9（議案第11号）	豊中市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の設定について
第10（議案第12号）	豊中市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の設定について
第11（議案第13号）	事務の委任に係る地方自治法第180条の2の規定に基づく協議の申入れに対する同意について
第12（議案第14号）	豊中市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価委員会委員の委嘱について
第13（議案第15号）	公民分館長の委嘱について

第 1 4（議案第 1 6 号）教育表彰受賞者の決定について

第 1 5（報告第 5 号）専決処分の報告について

第 1 6（報告第 6 号）専決処分の報告について

第 1 7（報告第 7 号）専決処分の報告について

第 1 8（議案第 1 7 号）職員の身分取扱いについて

第 1 9（議案第 1 8 号）職員の身分取扱いについて

4. 本日の出席事務局職員

事務局 長	長 坂	吉 忠
教育政策 監	中 尾	栄 一
理 事	堤	昌 子
次長兼教育総務課長	田 上	淳 也
次長兼社会教育課長	北 村	宣 雄
次長兼学校給食課長	勝 井	隆 文
次長兼教職員課長	森 山	幸 雄
教育総務課長補佐	松 村	有
教育総務課長補佐	大 森	紀 子
学務保健課長	中 積	崇
学校施設管理課長	桑 田	篤 志
学校施設管理課主幹	吉 田	隆 史
読書振興課長	西 口	光 夫
読書振興課主幹	佐 野	健 二
豊中市教育センター所長	森 眞	理 子
学校教育課長	花 山	司
学校教育課主幹	佐 加	康 彦
学校教育課主幹	亀 田	悦 郎
学校教育課主幹	川 見	ゆ か
学校教育課副主幹	松 野	恵 子
児童生徒課長	井 上	倫 子
学び育ち支援課長	松 本	光 真
学び育ち支援課主幹	津 田	晋
中央公民館長	本 田	光 直

5. 本日の書記

教育総務課総務係長	南	幸 太
教育総務課主査	外 園	博 人
教育総務課事務職員	塩 塚	明 良

— 議 事 —

岩元教育長

ただいまから教育委員会会議を開催いたします。

まず、本日の会議の進行について、委員の皆様にお諮りします。

会議時間の短縮のため、本日の会議の進行については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは、本日の会議の進行につきましては、議事日程の朗読や議案の朗読は省略させていただきます。

会議の成立要件をご報告ください。

南書記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席されておりますので、本日の会議は有効に成立していることを報告いたします。

岩元教育長

本日の議事日程については、議案書の1ページに記載のとおりですが、お手元に追加議案を配布しております。

報告第5号・報告第6号及び報告第7号として、いずれも「専決処分の報告について」を、報告第17号及び議案第18号として、いずれも「職員の身分取扱いについて」を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは、ご異議ございませんので、日程第15・報告第5号、日程第16・報告第6号及び日程第17・報告第7号として、いずれも「専決処分の報告について」

を、日程第 18 号・議案第 17 号及び日程第 19・議案第 18 号として、いずれも「職員の身分取扱いについて」の 5 案件を議題に追加したいと思います。

赤尾委員

動議を提出いたします。

日程第 4、日程第 5 及び日程第 11 から日程第 19 までの 11 案件につきましては、人事行政の公正かつ適切な執行の確保とプライバシー保護を要する案件、または、市において調整・検討を要する意思形成過程の案件であることから、秘密会で審議することの動議を提出いたします。

また、このことに伴いまして、議事運営を効率的に行うため、全案件の議事の順序を、日程第 1 から日程第 3 まで、日程第 6 から日程第 14 まで、日程第 4、日程第 18、日程第 19、日程第 5、日程第 15 から日程第 17 までの順序で行うよう、議事順序の変更動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま赤尾委員より、日程第 4、日程第 5 及び日程第 11 から日程第 19 までの 11 案件について秘密会で審議すること。また、議事運営を効率的に行うため、全案件の議事の順序、日程第 1 から日程第 3 まで、日程第 6 から日程第 14 まで、日程第 4、日程第 18、日程第 19、日程第 5、日程第 15 から日程第 17 までの順序で行うよう、議事順序の変更動議が提出されましたが、この件についてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第 4、日程第 5 及び日程第 11 から日程第 19 までの 11 案件について秘密会で審議すること。また、議事運営を効率的に行うため、変更動議のとおり議事順序を変更することを決定いたします。

日程に入ります。

日程第 1・議事録署名委員の指名につきましては、今回は堀田委員と松本委員にお願いいたします。

日程第２・前回議事録の承認につきましては、既に会議録を委員の皆様方に配布しております。また、署名委員のご署名をいただいておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、前回議事録の承認につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

続きまして、日程第３・「教育長等の報告について」を議題といたします。

長坂事務局長

私から２点報告いたします。

先ずは小・中・義務教育学校卒業式についてです。

中学校・義務教育学校は３月１４日金曜日に、小学校は１８日火曜日に、卒業式を執り行いました。

今年度、卒業を迎えたのは、小学校６年生３,６１３名、中学校３年生３,１７８名、義務教育学校９年生１１１名となっており、また、第四中学校夜間学級におきましては、４名の生徒が卒業しました。なお庄内さくら学園では、義務教育学校６年生に修了証書を授与しております。

各小・中・義務教育学校の卒業生は、学校生活の思い出、保護者や先生方、地域の方々への感謝、これからの未来への希望を胸に抱きながら、新たなステージへ羽ばたいていきました。

２点目は感染症についてです。

インフルエンザ流行状況については、市内における定点あたりの患者数について、３月１０日から１６日の週において、３.２９となり、先月の教育委員会会議以後増加傾向にあり、今後感染が広がる可能性があります。

感染性胃腸炎の発生状況については、市内における定点あたりの患者数について、二週にわたり１６.６７となり、警報レベル開始基準値の２０に迫る勢いで推移していることから、市立学校では手洗いの励行など、引き続き感染対策を継続し、感染の拡大防止に努めているところです。

なお、感染性胃腸炎及びインフルエンザ等による学級休業は、先月の教育委員会会議以後、小学校１３校及び中学校６校の合計１９校で、学年休業はありません。３学期における感染症が起因する学級休業の割合は、インフルエンザ９４％、胃腸炎が４％、新型コロナウイルス２％となっています。

岩元教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

特にないようですので、教育長等の報告についてを終了することにいたします。

続きまして、日程第６・議案第８号・「令和７年度（２０２５年度）教育行政方針の策定について」を議題とします。内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第８号、令和７年度教育行政方針の策定につきまして、内容のご説明を申し上げます。議案書の８ページから４２ページまでをご覧ください。

本件は、「第２期豊中市教育振興計画」におきまして、計画の推進に向けた取組みとして、年度ごとに「教育行政方針」を策定し推進するとしておりましたものを具体化するものであり、毎年度策定するものでございます。

全体の構成でございますが、議案書の１０ページをご覧ください。

まず、ページ冒頭に「第２期豊中市教育振興計画」に基づく方針であることを明らかにした上で、令和７年度における重点課題として「教育ＤＸをはじめとする公教育の充実」を始め、５点の取組みを挙げております。

次に、１３ページの「【基本方向１】保育や幼児教育の充実を進めます」以降に、「第２期豊中市教育振興計画」における「６つの基本方向」に対応する形で、令和７年度の新規事業や拡充事業、さらには主要な取組み内容を中心に記載させていただいております。

また、主に基本方向ごとに、本文の後に指標を掲載しております。これは令和７年度の取組みを進めるに当たって、取組みの成果を計るための「指標」を設定し、直近の実績及び目標値を掲げることにより、「第２期豊中市教育振興計画」の着実な推進を図るものでございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは、特にないようですので、日程第6・議案第8号・「令和7年度（2025年度）教育行政方針の策定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第6・議案第8・「令和7年度（2025年度）教育行政方針の策定について」、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、日程第7・議案第9号・「第2期豊中市教育振興計画中間見直し（追記）の策定について」を議題といたします。内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第9号・第2期豊中市教育振興計画中間見直し（追記）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の43ページから78ページまでをご覧ください。

本件は教育基本法に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、令和3年度に策定しました第2期豊中市教育振興計画について中間見直しを行いましたので、提案するものでございます。

46ページをご覧ください。

今回の中間見直し及び国や府の動きについて記載しております。次の47ページには、令和3年度以降の豊中市の現状と今後の課題について記載しております。次の48ページには、中間見直しにおける追記する施策の一覧と対応する本計画を掲載しております。なお、50ページ以降につきましては、各施策の中間見直しの追記内容について記載しております。

恐れ入りますが、５８ページをご覧ください。

用語集を掲載しております。なお、６０ページ以降には意見公募手続の結果を掲載しております。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

では、特にないようですので、日程第７・議案第９号・「第２期豊中市教育振興計画中間見直し（追記）の策定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第７・議案第９号・「第２期豊中市教育振興計画中間見直し（追記）の策定について」、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、日程第８・議案第１０号・「豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定について」を議題といたします。内容の説明をお願いいたします。

田上次長

議案第１０号・豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の７９ページ及び８０ページをご覧ください。

本件は、通級指導教室が全校設置となり、その業務が支援学級と同程度となったことに伴い、児童生徒課の事務分掌を改正するものでございます。なお、施行日は令和７年４月１日でございます。

以上、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（ありませんの声あり）

岩元教育長

特にないようですので、日程第 8・議案第 10 号・「豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第 8・議案第 10 号・「豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することいたします。

続きまして、日程第 9・議案第 11 号・「豊中市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の設定について」を議題といたします。内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第 11 号・豊中市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の設定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の 81 ページ及び 82 ページをご覧ください。

本件は、自己啓発等休業等の新たな休業制度の導入に伴い、事務局長の個別専決事項を改正するものでございます。なお、施行日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。

以上、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

堀田委員

改正後のところで、自己啓発等休業、配偶者同行休業等となっていますが、この等とは、どのようなことを想定されているのか、ご説明いただきたいと思います。

田上次長

ほかに高齢者の部分休業などの制度がございまして、等を入れさせていただいております。ただ、数が少ない制度については、等を入れさせていただいて、実績数が相当程度の制度について、今回新たに表記させていただいているところでございます。

堀田委員

少し勘違いしてしまして、改正前が育児休業の承認に関することのみで、今回、自己啓発と配偶者同行休業が追加されたと思っていたのですが、今の話でいくと、ほかもあるということですね。

田上次長

ほかにもございます。

堀田委員

明記されていないのですね。

田上次長

明記されてはいないです。

堀田委員

そうであればここに明記しておかないと、教育委員会事務局の方は分からないのではないのでしょうか。

田上次長

取得の回数が多い制度を代表的に挙げさせていただいて等と記載しておりますが、制度自体は教育委員会事務局内で周知しております。基本的には、市長部局と同じ休業制度でございますので、周知については大丈夫かと思っております。

松本委員

この規則は事務局長の専決事項ですよ。今おっしゃったように、休業内容は周知されているということですよ。そうであれば、等を入れるのではなく、専決事項を明記した方が分かりやすいような気がします。

田上次長

全て列記した方がよいという趣旨のご意見であると理解はしておりますが、規則記載のルール上は、やはり数が多いところを表出し、あとは等でくくるという形になっておりますので、全て列記すれば、ほかのところにも影響が出まして、例えば10

個挙げると、全部並べるのかというようなところもございますので、その辺りはルールにのっとっていると理解していただければと思います。

岩元教育長

豊中市教育委員会の独自ルールではなく、豊中市全体の記載のルールがあるということで、それにのっとって今回表現させていただいているということでご理解いただければと思います。

ほか何かございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは、日程第 9・議案第 11 号・「豊中市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第 9・議案第 11 号・「豊中市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、日程第 10・議案第 12 号・「豊中市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の設定について」を議題といたします。内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第 12 号・豊中市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の設定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の 83 ページ及び 84 ページをご覧ください。

本件は障害児介助員の名称を支援教育サポーターに、栄養士の名称を、管理栄養士にそれぞれの職名を改正するものでございます。なお、管理栄養士に限定をいたしますが、現行の栄養士は全員管理栄養士の資格を有しております。また、施行日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。

以上、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

では、特にないようですので、日程第１０・議案第１２号・「豊中市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第１０・議案第１２号・「豊中市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにいたします。

以上で公開の会議は終わります。